

<助成金の執行に関するお願い>

助成事業対象者のみなさまへ

このたび、当財団の研究助成金を交付されました研究者のみなさまには研究計画に従つて、助成事業を遂行していただきますようお願い申し上げます。助成事業を遂行していく際に、以下の通りいくつか留意点がございますので、ご確認のほどお願い申し上げます。

1. 全体

- (1) 助成金の支払手続きのため、至急、「助成金管理確認票」にご記入いただき当財団事務局へご提出ください。
※助成金の支払手続きは、下記 5. 「助成金の支払手続きについて」をご覧ください。
- (2) 助成金額が申請金額と異なる助成事業対象者について
申請金額及び使途内訳金額を助成金額に修正した上で助成事業を遂行してください。
また、助成報告の際、報告書の会計報告の予算金額記入欄は、助成金額に修正した金額を記入してください。
- (3) 申請内容に変更がある場合
申請書の所属機関名・所属機関所在地・自宅住所・E-mail に変更がある場合は、速やかに助成申請内容変更届書（様式「変更-1」）に記入の上、財団事務局にご報告ください。
また、所属機関の変更等により管理者に変更がある場合は、助成金管理確認欄（管理責任者の押印を含む）にも記入してください。
※変更届の書式は、ホームページよりダウンロードしてください。
- (4) 助成金の執行について
研究費の執行が助成期間内に完了していることを原則とします。
研究に掛った費用の支払いについては、その支払や納品が多少助成期間を逸脱する、いわゆる未払金として残る事は許容の範囲内とみなしています。
この場合、物品等であれば納品書や請求書、それ以外の旅費交通費や謝金等であれば執行した事実が明確になる領収書等の根拠資料が助成期間内の期日のものである事を前提とします。ただし、これらの運用は、所属機関の規程を優先します。なお、クレジットカードの利用にあたっては、利用日を支払日とみなします。

2. 研究助成

- (1) 助成期間
助成期間は、厳守してください。また、助成金受領後、速やかに研究に着手してください。
- (2) 報告書の提出義務
研究助成 A 及び挑戦的萌芽研究助成の助成事業対象者は、研究助成期間終了後 3 ヶ月以内に研究助成報告書（様式「研究-3」）を財団事務局に提出しなければなりません。
ただし、研究期間が 2 カ年以上の助成研究の場合は、研究開始から 1 年経過毎 3 ヶ月以内に研究助成中間報告書（様式「研究-4a」）を、研究助成期間終了後 3 ヶ月以内に研究助成報告書（様式「研究-3」）を提出してください。また、研究助成報告時に未使用の助成金が生じた場合には、助成金一部返金理由書（様式「共通-1」）を提出のうえ、当財団に返還してください。

研究助成 B の助成事業対象者は、研究開始から 1 年経過毎 3 ヶ月以内に研究助成 B 中間報告書兼次年度助成金申請書（様式「研究-4b」）及び在学証明書を、研究助成期間

終了後 3 ヶ月以内に研究助成報告書（様式「研究-3」）を提出してください。また、中間報告時及び研究助成報告時に未使用の助成金が生じた場合には、助成金一部返金理由書（様式「共通-1」）を提出のうえ、当財団に返還してください。

※研究課題名は、申請どおりにしてください。やむを得ず変える場合は、同報告書の「研究実績の概要欄」に申請時の題名と理由を記入してください。

(3) 研究論文の提出義務

助成事業対象者は、**研究助成期間終了後 6 ヶ月以内にその研究成果を論文にまとめ**、研究論文提出書（様式「研究-5」）に添えて、財団事務局に提出しなければなりません。提出された研究論文は、『メルコ管理会計研究』に投稿された一般論文と同様に所定の査読手続きにかけられるものとします。なお、論文投稿時に下記の院生論文の投稿資格を満たす場合、「院生論文」としてご投稿頂くことができます。

論文の形式については、必ず**財団のホームページの『メルコ管理会計研究』投稿及び執筆要領**をご参照ください。

<院生論文の投稿資格>

日本の大学院に在学しているもの、および博士課程 3 年以上在籍した後に研究生等として研究に従事しているもの。投稿時に、(1)在学証明書（3 ヶ月以内のもの）、あるいは(2)指導教員からの在籍を証明する書類、を提出すること。

※研究計画書記載の研究開始時期にかかわらず、助成金交付書の授与をもって、速やかに研究に着手してください。研究開始時期を遅らせる必要がある場合は、至急、財団にご相談ください。

※助成期間中に研究計画の遂行が困難となった場合、あるいは大きな変更が必要となつた場合は、速やかに財団にご相談ください。

※報告書の書式は、ホームページよりダウンロードしてください。

<提出物の期限>

研究期間	研究論文	報告書	中間報告書①※	中間報告書②※
1 年	2024/6/末	2024/3/末	-	-
2 年	2025/6/末	2025/3/末	2024/3/末	-
3 年	2026/6/末	2026/3/末	2025/3/末	2024/3/末

※研究助成 B の助成事業対象者は、
「研究助成 B 中間報告書兼次年度助成金申請書」及び「在学証明」を提出。

3. 助成金の支払手続きについて

以下の手順で委任経理金として所属機関等に支払います。

- ① 「助成金管理確認票」にご記入いただき、当財団へ送付してください。
- ② 「助成金管理確認票」の内容を確認後、当財団事務局から助成金管理部門の窓口担当者へ振込までの手続き方法を確認します。
- ③ 支払いは、1月末頃までに完了の予定です。
ただし、学会報告派遣・短期派遣で『学会報告を認める証明書』が未提出の場合は、証明書の提出確認後の支払いとなります。
- ④ 所属機関等が管理費を必要とする場合には、交付された助成金から支出してください。

- ⑤ 研究助成Bの次年度の助成金は、研究助成B中間報告書兼次年度助成金申請書（様式「研究-4b」）及び在学証明書を確認後、支払い手続きを致します。
尚、研究助成Bの助成金は、年次繰り越しはできませんので、ご了承ください。

4. 会員登録のお願い

現在、当財団の助成、全国開催のセミナー、図書貸出等の研究者に向けた情報をメール配信しています。つきましては、当財団ホームページから会員登録をお願いします。

5. 不明な点がありましたら、財団事務局までお問い合わせください。

（事務局 連絡先）

公益財団法人牧誠財団
〒468-0056 愛知県名古屋市天白区島田四丁目 1701 番の 2
TEL 052-249-8421 / FAX 052-308-6891
E-mail office@melco-foundation.jp

以上